

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 12年中の利子税は4.5%に

Q : 法人税や所得税の12年中の利子税などの割合が決まったようですが、いくらになったのでしょうか。

A : 4.5%に決まりました。

【解説】

平成11年度の税制改正の一環として、現在の超低金利の状況を勘案し、利子税等の軽減を図るため、当分の間の措置として、次のような特例制度が創設されました。

所得税・法人税の利子税、延滞税（年7.3%の割合の部分に限ります）及び還付加算金の割合は、各年の前年の11月末日の公定歩合に4%を加算した割合が7.3%に満たない場合には、その年中においては、その公定歩合に4%を加算した割合に軽減されます。

相続税及び贈与税の延納利子税の割合については、各分納期間の開始の日の属する月の2カ月前の月の末日の公定歩合に4%を加算した割合が7.3%に満たない場合には、その分納期間においては、これらの延納利子税の現行の割合に、その公定歩合に4%を加算した割合が7.3%に占める割合を乗じて計算した割合に軽減されます。

12年中の利子税（相続税・贈与税の場合を除きます）などの割合が4.5%に決まったのは、基準時点である11月末日の公定歩合が0.5%だったため、特例の規定により、4%をプラスして算出された割合が、現行の7.3%に比べて低くなったことによるものです。

